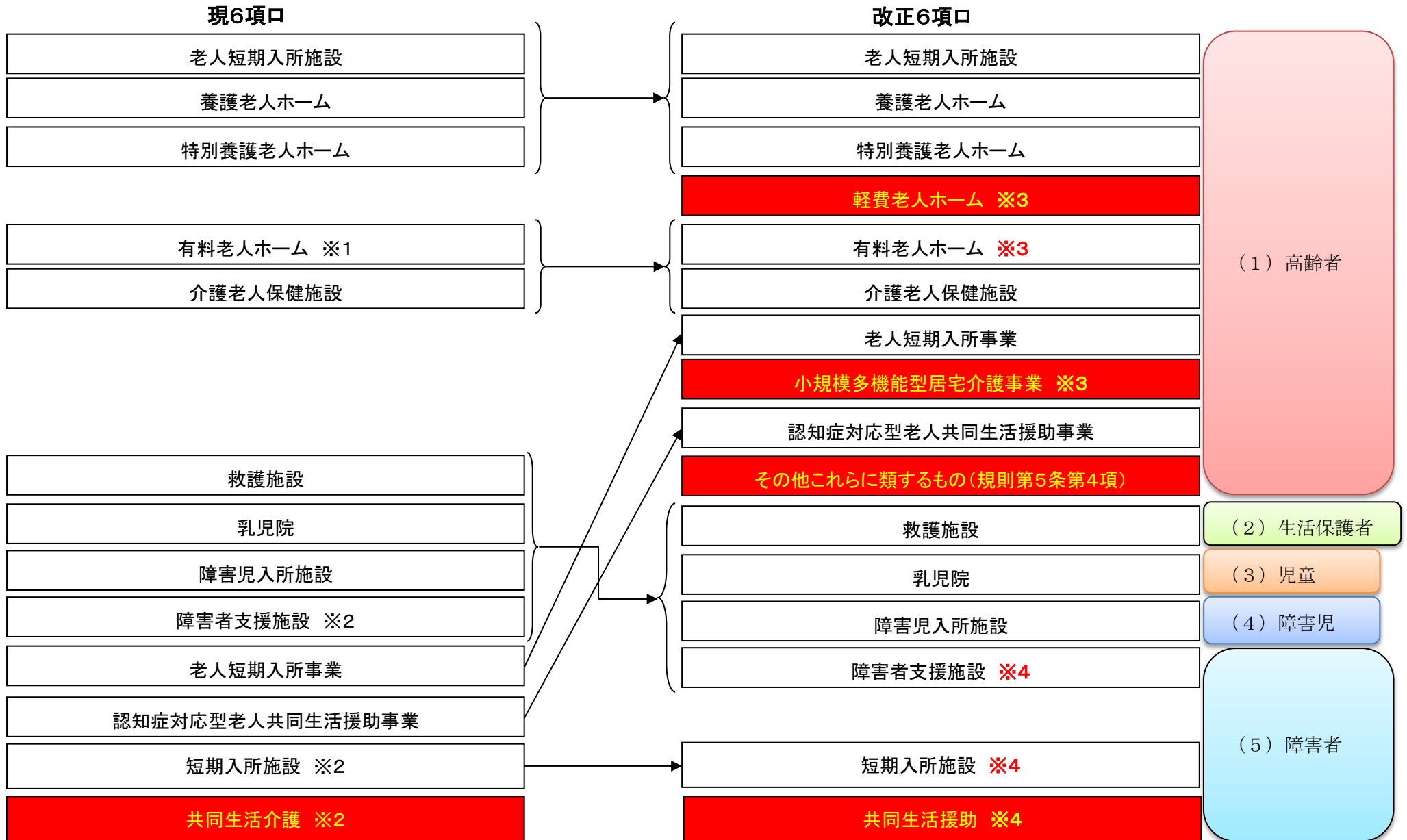


★消防法施行令別表第1改正の新旧対応（(6)項口）★



※1 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。

※3 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。

※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

※4 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

★消防法施行令別表第1改正の新旧対応（(6)項ハ）★

現6項ハ

老人デイサービスセンター
軽費老人ホーム
老人福祉センター・老人介護支援センター
有料老人ホーム ※1
更生施設
助産施設・保育所・児童養護施設
児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設・児童家庭支援センター
身体障害者福祉センター
障害者支援施設 ※2
地域活動支援センター・福祉ホーム
老人デイサービス事業
小規模多機能型居宅介護事業
児童発達支援・放課後等デイサービス
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
共同生活介護 ※2
短期入所 ※2、共同生活援助

改正6項ハ

老人デイサービスセンター
軽費老人ホーム ※3
老人福祉センター・老人介護支援センター
有料老人ホーム ※3
老人デイサービス事業
小規模多機能型居宅介護事業 ※3
その他これらに類するもの(規則第5条第6項)
更生施設
助産施設・保育所・児童養護施設
児童自立支援施設・児童家庭支援センター
一時預かり事業を行う事業
家庭的保育事業を行う施設
その他これらに類するもの(規則第5条第7項)
児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設
児童発達支援・放課後等デイサービス
身体障害者福祉センター
障害者支援施設 ※4
地域活動支援センター・福祉ホーム
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
短期入所、共同生活援助 ※4

(1) 高齢者

(2) 生活保護者

(3) 児童

(4) 障害児

(5) 障害者

※1 主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。
 ※3 口(1)に掲げるものを除く。

※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。
 ※4 口(5)に掲げるものを除く。